

令和 7 年 9 月 1 日

議 案

9 月 定 例 会 議

常 総 市



議案第10号

常総市総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例について

常総市総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、常総市総合計画審議会委員の任命に係る区分を改めるため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例

常総市総合計画審議会設置条例（昭和41年水海道市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 関係行政機関の職員

第2条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項に次の1号を加える。

(6) 前各号に掲げる者のほか市長が適当と認める者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第11号

### 友好都市の提携について

千葉県山武市と友好都市を提携することについて、常総市議会の議決すべき事件を定める条例（平成29年常総市条例第14号）第2条第2号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、文化、スポーツ、産業、経済、教育、防災等の幅広い分野で住民相互の交流を促進し、両市の持続可能な発展を図ることを目的に、千葉県山武市と友好都市の提携をするため、これを提出する。

議案第12号

財産の取得に係る議決事項の変更について

次のとおり財産の取得に係る議決事項を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

1 契約金額

- |         |              |
|---------|--------------|
| (1) 変更前 | 400,950,000円 |
| (2) 変更後 | 389,681,820円 |

提案理由

本案は、令和7年6月定例会議において議決を経たLED照明、節水栓及び空調設備を取得することについて、契約金額を変更するため、これを提出する。

議案第13号

常総市消防団条例の一部を改正する条例について

常総市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、消防団員への報酬の支給について、年1回の一括支給に変更する改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市消防団条例の一部を改正する条例

常総市消防団条例（昭和54年水海道市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「9月及び3月の2回に分けて」を「3月に」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第14号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- 1 財産の種別及び数量 消防ポンプ自動車 2台
- 2 取得の目的 常総市消防団用
- 3 取得の方法 指名競争入札
- 4 取得金額 57,295,296円
- 5 取得の相手方 茨城県古河市幸町1番45号  
小池株式会社  
代表取締役 小池 昌平

提案理由

本案は、去る7月24日に指名競争入札を行った消防ポンプ自動車の取得について、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める額を超えていることから、落札者と仮契約を締結したので、これを提出する。

## 議案第15号

常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
について

常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、職員が柔軟な働き方を選択できるよう、仕事と育児の両立に資する制度の利用に関する意向確認を行うこと等、任命権者が講ずべき措置を定めるほか、所要の改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年水海道市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第17条の3を第17条の4とする。

第17条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とする。

第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、常総市職員の育児休業等に関する条例（平成4年水海道市条例第1号）第20条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 常総市職員の育児休業等に関する条例第20条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家

庭の状況に起因して発生し，又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は，第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては，当該意向に配慮しなければならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は，令和7年10月1日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 任命権者は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても，この条例による改正後の常総市職員の勤務時間，休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により，同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において，その講じられた措置は，施行日以後は，同項の規定により講じられたものとみなす。

## 議案第16号

常総市職員の育児休業等に関する条例及び常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

常総市職員の育児休業等に関する条例及び常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、部分休業制度の拡充に係る規定を整備するほか、所要の改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市職員の育児休業等に関する条例及び常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(常総市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 常総市職員の育児休業等に関する条例（平成4年水海道市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第16条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第17条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（勤務時間条例第14条の規定により特別休暇を承認されている職員については、2時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間）を超えない範囲内で、必要とされる時間について」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「による育児時間」の次に「（以下「育児時間」という。）」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第17条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合で

あって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数  
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第17条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第17条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分  
(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第17条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第18条第1項及び第2項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第19条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第19条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年水海道市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「勤務時間の」の次に「全部又は」を加え、「(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の常総市職員の育児休業等に関する条例第17条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

## 議案第17号

### 常総市税条例の一部を改正する条例について

常総市税条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、地方税法の改正に伴い、個人住民税の特定親族特別控除の追加及び加熱式たばこの課税標準に係る規定の整備その他所要の改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市税条例の一部を改正する条例

常総市税条例（昭和33年水海道市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第20条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第20条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第37条の2第1項ただし書中「若しくは同条第4項」を「、同条第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号及び第37条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第37条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第37条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第13条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第13条の2の2 令和8年4月1日以後に第95条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第95条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第

96条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第97条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第95条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第96条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
  - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
  - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第96条の2の規定により製造たば

ことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ  
(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加  
熱式たばこのみの品目のもの

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げ  
る規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第13条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令  
和8年4月1日

(2) 第20条及び第20条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一  
部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定  
の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の常総市税条例(以下「新条例」という。)第  
20条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達につ  
いて適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第37条の2第1項ただし書の規定は、令和  
8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人  
の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第37条の  
2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特  
定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第  
1項第3号及び第37条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金  
額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、  
「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第37条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下この項  
及び次項において「施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第  
37条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第37条の  
3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払  
を受けるべきこの条例による改正前の常総市税条例(以下この項及び次項にお  
いて「旧条例」という。)第37条の2第1項ただし書に規定する給与につ  
いて提出した旧条例第37条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書につ

いては、なお従前の例による。

- 4 新条例第37条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第37条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第37条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第13条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、常総市税条例第95条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第97条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第13条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 常総市税条例第97条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第13条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第13条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第18号

常総市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

常総市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、児童福祉法の改正により乳児等通園支援事業が創設されることに伴い、その設備及び運営について条例で基準を定める必要があるため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### 目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

#### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（最低基準の目的等）

第3条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項に規定する乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者に対する援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）

- は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
  - 3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

- 第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
  - 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
  - 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
  - 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
  - 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

- 第6条 乳児等通園支援事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てた上で、これに対する不断の注意を払い、訓練をするように努めなければならない。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

- 第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練

その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日

- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律

第77号) 第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。) 又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

## 第2節 一般型乳児等通園支援事業

### (設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
  - ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
  - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
---	----	--------

2階	常用	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 屋内階段</li> <li>2 屋外階段</li> </ul>
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 待避上有効なバルコニー</li> <li>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</li> <li>4 屋外階段</li> </ul>
3階	常用	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 屋外階段</li> </ul>
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</li> <li>3 屋外階段</li> </ul>
4階以上の階	常用	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</li> </ul>
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段にあつては、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</li> <li>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外</li> </ul>

	傾斜路
	3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次の(ア)又は(イ)に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以

上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下回ることはいできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人としてすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を

- 定める条例（平成24年茨城県条例第61号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 茨城県幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年茨城県条例第64号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茨城県条例第42号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年常総市条例第18号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は，余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において，第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし，第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

### 第3章 雑則

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は，記録，作成その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

### 附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第19号

常総市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

常総市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、新たに整備される複合施設内に水海道児童センターの機能を移転することに伴い、水海道児童センターの設置位置を改めるほか、開館時間を改める等所要の改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常総市児童館の設置及び管理に関する条例（昭和54年水海道市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「常総市水海道天満町4678番地」を「常総市水海道宝町3372番地3」に改める。

第5条第1項中「開館時間」の次に「及び休館日」を加え、「午前8時30分から午後5時まで」を「次のとおり」に改め、同項に次の表を加える。

名称	開館時間	休館日
常総市水海道児童センター	午前9時から午後6時まで	(1) 毎月第1月曜日及び第3月曜日（当該日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
常総市三坂児童館	午前8時30分から午後5時まで	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

第5条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条第1号を次のように改める。

(1) 児童及び児童に同伴する保護者。ただし、小学校就学前の児童については、保護者が同伴する者に限る。

第9条第3項中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

## 議案第20号

### 常総市水海道交流センターの設置及び管理に関する条例について

常総市水海道交流センターの設置及び管理に関する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、地域住民の交流の場及び生涯学習の場を充実させ、多世代交流の活発化を目指すことを目的として、来年度竣工予定の複合施設内に水海道交流センターを公の施設として設置することとし、その設置及び管理に必要な事項を定めるため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市水海道交流センターの設置及び管理に関する条例

#### (設置)

第1条 地域住民の交流の場及び生涯学習の場を充実させ、多世代交流の活発化を目指すことを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、常総市水海道交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

#### (名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 常総市水海道交流センター
- (2) 位置 常総市水海道宝町3372番地3

#### (施設)

第3条 センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) オープンギャラリー
- (2) 多目的ルーム
- (3) 研修室
- (4) クッキングスタジオ

#### (事業)

第4条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 前条に定める施設の運営に関すること。
- (2) センターの維持及び管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的に沿った事業の運営に関すること。

#### (利用の許可)

第5条 第3条に掲げる施設を利用しようとする者（オープンギャラリー及び多目的ルームの利用にあつては、その全部又は一部を占有する場合に限る。）は、常総市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をする場合におい

ては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不許可)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) センターの管理上特に支障があると認めるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (5) 特定の政党の利害に関する事業又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持する事業であると認めるとき。
- (6) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する事業であると認めるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、利用させることを不相当と認めるとき。

(使用料)

第7条 センターの利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、利用許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、教育委員会が相当の理由があると認めるときはこの限りでない。

(使用料の減免)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が利用する場合
- (2) 市内の学校等（学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。）及び教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。）をいう。次号において同じ。）が保育又は教育の目的で利用する場合
- (3) 市外の学校等が保育又は教育の目的で利用する場合
- (4) 公益社団法人又は公益財団法人がその事務又は事業の用に供するために利用する場合
- (5) 市内の公共の福祉のために活動を行う団体又は地域活動を行う団体若しくはこれに類する団体がその設立の目的のために利用する場合

(6) 市の行政運営と密接な関連を有する団体が公共用として利用する場合  
2 前項の規定にかかわらず、公益上必要があると市長が認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 利用者の責めによらない理由により、利用できなくなったとき。
- (2) 利用者が教育委員会規則で定める期間内に利用の取消し又は変更を申し出たとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、又は利用を停止させ、若しくは変更させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 第6条各号のいずれかに該当すると認めるとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において利用者が損害を受けることがあっても、教育委員会はその責めを負わない。

(目的外利用、権利譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、利用許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備の設置等)

第12条 利用者は、特別の設備若しくは器具を設置し、又は利用しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、その利用が終了したとき又は利用を停止され、若しくは利用許可を取り消されたときは、直ちに設備等を原状に復して返還しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを執行し、

その要した費用を利用者から徴収する。

(指定管理者による管理)

第14条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。

2 指定管理者の指定手続等については、常総市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年水海道市条例第12号）に定めるところによる。

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条及び第20条の規定の適用については、第5条第1項中「常総市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第5条第2項、第6条、第7条第2項、第10条第1項、第12条、第13条第2項及び第20条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条第2項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会及び指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第1条に規定する目的のための事業に関する業務
- (2) センターの利用の許可等に関する業務
- (3) センターの維持及び管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会がセンターの管理上必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、法令、条例、教育委員会規則その他教育委員会が定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(利用料金)

第17条 市長は、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、利用料金の納入方法は、第7条の規定にかかわらず、指定管理者が定めることができる。

2 利用料金は、市長が公益上必要があると認める場合を除き、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。

(利用料金の減免)

第18条 指定管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、利用料金の額を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第19条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、天災その他利用者の責めによらない理由により利用できなくなったとき、又は指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(損害賠償)

第20条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届けるとともに、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定の手續、施設の利用許可その他の準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

(議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正)

3 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和39年水海道市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次の1号を加える。

(23) 水海道交流センター

(常総市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

4 常総市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年常総市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 常総市水海道交流センターの設置及び管理に関する条例（令和7年常総市条例第 号）

別表（第7条、第17条関係）

施設等の区分	利用単位	使用料
オープンギャラリー	1室につき1時間	2,200円
多目的ルーム1		1,800円
多目的ルーム2		1,800円
研修室1		800円
研修室2		700円
研修室3		800円
研修室4		700円
クッキングスタジオ		700円

## 議案第21号

### 常総市営住宅設置条例の一部を改正する条例について

常総市営住宅設置条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、向石下台住宅について、老朽化が著しいことから市営住宅としての用途を廃止するため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市営住宅設置条例の一部を改正する条例

常総市営住宅設置条例（昭和39年水海道市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表向石下台住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第22号

常総市公共下水道条例の一部を改正する条例について

常総市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、国土交通省が定める標準下水道条例が改正されたことに伴い、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても排水設備等の新設等の工事を行うことを可能とする規定を加える等の改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市公共下水道条例の一部を改正する条例

常総市公共下水道条例（平成14年水海道市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「排水渠<sup>きよ</sup>」を「排水渠」に改める。

第6条第1項に次の1号を加える。

- (3) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

第33条各号列記以外の部分及び第1号中「暗渠<sup>きよ</sup>」を「暗渠」に改め、同条第2号中「管渠<sup>きよ</sup>」を「管渠」に、「暗渠<sup>きよ</sup>」を「暗渠」に改め、同条第4号中「暗渠<sup>きよ</sup>」を「暗渠」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第23号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西936	古間木1210	古間木1211

提案理由

本案は、古間木地内の路線について、隣接する民有地と一体となり、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第24号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西993	古間木813	古間木798

提案理由

本案は、古間木地内の路線について、隣接する民有地と一体となり、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。